

鎌倉市森林整備計画

計画期間

自	令和5年4月	1日
至	令和15年3月	31日

神奈川県

鎌倉市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	2
第2	造林に関する事項	2
1	人工造林に関する事項	3
2	天然更新に関する事項	4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	5
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	5
5	その他必要な事項	5
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	5
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2	保育の種類別の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	8
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
3	その他必要な事項	10
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	10
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	10
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	10
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	11
5	その他必要な事項	11
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	11
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	11

4	その他必要な事項	11
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	11
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	11
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	11
3	作業路網の整備に関する事項	11
4	その他必要な事項	11
第8	その他必要な事項	12
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	12
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	12
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	12
Ⅲ	森林の保護に関する事項	12
第1	鳥獣害の防止に関する事項	12
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	12
2	その他必要な事項	12
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	12
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	12
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	12
3	林野火災の予防の方法	12
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	13
5	その他必要な事項	13
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	13
1	保健機能森林の区域	13
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	13
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	13
4	その他必要な事項	13
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	13
1	森林経営計画の作成に関する事項	13
2	生活環境の整備に関する事項	13
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	13
4	森林の総合利用の推進に関する事項	13
5	住民参加による森林の整備に関する事項	14
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	14
7	その他必要な事項	14

鎌倉市森林整備計画概要図
用語の解説

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県南東部三浦半島の基部に位置しており、京都・奈良と並ぶわが国を代表する古都の一つで、その歴史的文化遺産の大半が背後丘陵の自然的環境と一体をなしている特色ある歴史的風土を形成している。

市域総面積 3,966ha^{※1}のうち、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」により「歴史的風土保存区域」約 989ha（逗子市分約 6.8ha を含む。）、同区域のうち枢要な部分を構成する地域として「歴史的風土特別保存地区」約 573.6ha、また「首都圏近郊緑地保全法」により「近郊緑地保全区域」約 294ha、同区域のうち特に重要な緑地として「近郊緑地特別保全地区」131ha が指定されており、二酸化炭素の吸収源の役割のほか、生活空間を取り巻く身近な緑として都市環境の質を高める役割を果たしている。その他、「都市緑地法」による「特別緑地保全地区」について、「鎌倉市緑の基本計画」における指定目標 18 箇所約 94.3haのうち、11 箇所約 49.4ha を指定しており、計画的な緑の保全を図っている。

本市の森林面積は約 1,284ha で、そのうち地域森林計画対象民有林の面積は、約 1,068ha である。人工林、天然林の内訳は、スギを主体とした人工林が面積は約 178ha、人工林率は 17% で県平均（41%）よりかなり低く、大半は広葉樹を中心とした天然林（二次林）である。

人工林は各地に分散しており、施業の共同化が行い難い状況にあるが、森林がもつ保健文化機能の維持増進を図る等の目的により、本市においても人工林の適切な間伐及び住宅地周辺の森林の整備を実施することが課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の自然的・社会的条件を踏まえ、本市の森林全域を県知事が民有林についてたてる地域森林計画で定める「身近なみどりを継承し再生するゾーン」と区分し、快適で潤いのある生活環境の保全を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図る。

適切な森林整備を推進していくために、県、市、森林所有者等の相互の連携をより一層密にするとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう各種講習会の講座等を通じて普及啓発に努め、森林整備の推進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者等の相互の連携を密にして、必要に応じ、地域森林計画に定める森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業後継者の育成等を計画

※1 国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」による。

的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

快適で潤いのある生活環境の保全及び保健文化機能の高度発揮に特に配慮し、択伐を基本として、地域の多様な要請に応じて適切に伐採方法を選択する。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること。）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

○皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては小面積かつ分散的に行うものとし、伐採面積は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合であっても20haを限度とする。

○択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して行うこととする。

また、伐採（主伐）の方法について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全、及び生物多様性の保全に配慮した方法とする。

3 その他必要な事項

竹の侵食を抑制する措置を講じること。

第2 造林に関する事項

快適で潤いのある生活環境の保全及び保健文化機能の高度発揮をはかるため、森林学習や学術的視点での現存する林相の維持・保存、地域を特徴づける景観の保全・向上、里山林における広葉樹二次林の整備など地域の多様な要請に応じた森林づくりに向け、人工造林、天然下種更新、萌芽更新等から適切な造林方法を選択して行うこととする。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、その他 自然条件に適した郷土樹種及び品種	

注1) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

注2) スギ、ヒノキなどの針葉樹については、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	2,500~3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500~3,500	

注1) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

注2) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地ごしらえを行い、林地の保全に努める。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月~6月中旬に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	クスギ、コナラ、その他高木性の在来種	
萌芽による更新が可能な樹種	同上	

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数 (本/ha)
天然更新の対象樹種すべて	10,000

注) 天然更新を行う際は、上記に示す天然更新の対象樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新するものとし、必要に応じて天然更新補助作業を実施するものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表かき起し	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土(A層)を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が2m (※周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ))以上のものが、

1haあたり3,000本以上の密度で生育している状態であること。

- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準は、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を1haあたり10,000本とし、天然更新の際は、樹高2m(※周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ))以上のものが1haあたり3,000本以上の密度で生育している状態を成立させること。

5 その他必要な事項

なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

森林の質的な向上と健全化、目標とする森林状態への誘導等を図るため、適時適切な方法により間伐等を実施する。

なお、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の生長を妨げないものについては保残に努めるものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

人工林における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、現地の自然的条件や社会的条件等を踏まえ、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法を定め実施する。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢

樹種	間伐実施齢級・回数														備考		
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII…XIX	XX			
スギ				←————→			3回										短伐期
				←————→								5回					長伐期
				←————→											7回		巨木林
ヒノキ				←————→			3回										短伐期
				←————→								5回					長伐期
				←————→											6回		巨木林

注) 齢級とは、林齢を5年ごとに括ったもので、林齢1年生から5年生をI齢級、6年生から10年生をII齢級のように、ローマ数字で表記する。

(2) 間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢					標準的な方法	備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
スギ	2,500 ~3,500	15年	22年	30年	42年	55年	①開始時期 樹冠がうっ閉し、主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20~30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ	2,500 ~3,500	18年	25年	35年	47年	60年	スギの①~④に準ずる。	

(3) 標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8年	13年
ヒノキ	9年	13年

2 保育の種類別の標準的な方法

人工林における保育の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、現地の自然的条件や社会的条件等を踏まえて、時期、回数及び作業方法を定め実施する。

(1) 保育を実施すべき標準的な林齢

保育の種類	樹種	保育実施齢級・回数													備考			
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII				
下刈	スギ	←→		7～9回														
	ヒノキ	←→		7～9回														
つる切	スギ		←→		1～2回													
	ヒノキ		←→		1～2回													
除伐	スギ		↔		1回													
	ヒノキ		↔		1回													
枝打	スギ		←→				3～4回											短伐期
			←-----				3回		4回以降必要に応じて実施								長伐期 巨木林	
	ヒノキ		←→				3～4回											短伐期
			←-----				3回		4回以降必要に応じて実施								長伐期 巨木林	

注) 齢級とは、林齢を5年ごとに括ったもので、林齢1年生から5年生をI齢級、6年生から10年生をII齢級のように、ローマ数字で表記する。

(2) 保育の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢			標準的な方法
		初回	2回	3回	
下刈	スギ ヒノキ	7年生までに年1回（雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う）			下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまでに行い、その回数は、植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で、年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。
除伐	スギ	10年			除伐は、下刈終了後、造林木が閉鎖状態になったときに、造林木の生育に支障となるかん木類やつる類を除去する。また、併せて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
	ヒノキ	10年			
枝打	スギ	9年	13年	17年	枝打は、最下枝の直径が7～8cmになったときに実施する。枝打は、丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯れ枝を残さないように仕上げる。
	ヒノキ	11年	15年	19年	

3 その他必要な事項

天然林（広葉樹林）は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林では、森林の状況や荒廃の原因を十分に把握し、受光伐や、木柵工などの工作物の設置を組み合わせて保育を実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林に求める様々な機能は、地形や隣接する土地の利用状況などの条件により異なることから、地域の立地条件に応じた森林整備を行う。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	50年	55年	45年	60年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業やその他の森林施業を推進すべき森林の区域を、当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	80年	90年	70年	100年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

該当なし。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	本市全域	約 1,068
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	—
長伐期施業を推進すべき森林	本市全域	約 1,068
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

3 その他必要な事項

なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

なし。

- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
なし。
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
なし。
 - 5 その他必要な事項
なし。
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
本市においては、農用林として代々受け継がれ、現在も市民が所有している森林が多く存在する一方、企業や市外居住者によって所有され、放置されている森林も多い。これらの放置されている森林の保育や管理を促進するため、施業の共同化を図る必要性がある場合にはこれを検討する。
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
なし。
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
なし。
 - 4 その他必要な事項
なし
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
なし。
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
なし。
 - 3 作業路網の整備に関する事項
なし。
 - 4 その他必要な事項
なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ボランティア活動や林業体験教室などを通じて森林の整備の重要性をPRし、森林管理の担い手の養成に努める。また、森林所有者に対し、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介するとともに、講習会等を通じて森林管理の技術の普及に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし。

(2) 鳥獣害防止の方法

鳥獣による森林被害がないため、定めない。

2 その他必要な事項

なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期対策等に努める。

ナラ枯れ被害については、全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値のある樹木の保全を優先して対策を行う。

(2) その他

なし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した樹木保護対策に努める。

3 林野火災の予防の方法

標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、市の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし。

(2) その他

なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

なし。

4 その他必要な事項

なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

(1) IIの第2の3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) IIの第4に定める公益的機能別施業森林の施業方法

(3) IIIに定める森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市民ボランティア等の緑化推進団体と連携して森林整備を行うことにより、緑の質を高めるとともに、地域の活性化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

自然観察・散策などを通じて、本市の自然・歴史とのふれあいを楽しめる場を市民や来訪

者に提供することができるよう、森林の整備を図る。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

本市では、市民参加による森林管理のあり方を模索するため、緑のレンジャー制度として、小学生によるジュニアレンジャーを平成6年度に、大人によるシニアレンジャーを平成8年度に発足させ、自然教育とともに枝打ちや下草刈り等の実践活動を行っている。

緑のレンジャーをはじめとする緑化推進団体と地域住民が連携し、地域に根付いた森林整備が行えるよう、森林管理体験等の活動を通じて、森林の整備の重要性についての普及啓発を図ることとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

なし。

(3) その他

なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

なし。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業方法を踏まえた上で、森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の行政機関との連携をより密にし、普及啓発に努めることとする。

付属資料：鎌倉市森林整備計画概要図